

貸付自粛—本人以外申告（支部来協用）

これを使えば 借り過ぎは 解決できる
～生活再建支援サービス～

1. 貸付自粛はどんな制度？（本人以外申告）

生活に支障を生じさせる申告者本人の借金を防止する目的で、親権者や後見人等の法定代理人が申告手続者となって、金融機関や貸金業者からの新規借入を止めるため「自粛登録」する手続きです。信用情報に「貸付自粛」登録されると、申告者は原則新しい借入ができなくなります。 ※一定期間経過すれば、法定代理人は撤回できます。

（※「クレジット契約」は、原則自粛制度の対象外ですが影響が出る場合があります。予めカード会社に影響の有無について確認してください。）

2. 貸付自粛の本人以外申告は、誰ができますか？

※法定代理人からの申告となります。

- * 申告者本人が未成年者(17歳以下)の場合、親権者が申告手続をできます。
- * 申告者本人が成年の場合、後見人等が申告者本人に代わって申告手続をできます。
※補助人については、審判で借財等に関する同意権が付与されている必要があります。
- * 撤回は、原則申告手続者である法定代理人からのみとなります。（※未成年者は成人すると自分で撤回可能です。）

3. 本人申告の手続きのご案内 【重要】

※要電話予約

(1) 持参書類（重要）



- ① 申告手続者の本人確認書類 2点(公的な身分証明書) ※下記4参照
- ② 親権者の場合は続柄確認の書類(戸籍事項証明書・住民票等 1点)
後見人等の資格確認の書類(後見登記事項証明書、審判証の写し等 1点)
※①②とも、住民票や証明書等は発行日より6か月以内のもの

(2) 支部 窓口へ



- * 支部窓口にて、申告手続者（法定代理人）が直接来協していただき、申告書の記入をお願いいたします。
- * 申告理由がギャンブルの時は、「貸付自粛申告確認書」も記入。

※「貸付自粛申告確認書」で申告理由等についてお聞きした情報は、多重債務対策、ギャンブル等依存症対策や、貸付自粛制度の運用・改善並びに統計・調査等に利用させていただきます。

(3) 本人確認



- * 支部窓口で、申告手続者の本人確認を行い、入力処理をします。

(4) 入力内容の確認



- * 支部で入力した内容を、その場で確認します。

(5) 申告書の控え交付

- * 「申告書の控え」をその場で交付します。 ※「受付印」押印
- * 受理日を確認する重要な書類ですので必ず保管してください。
- * 貸付自粛情報の登録期間は、登録日から5年間以内となります。
- * 登録日から3か月を過ぎると撤回申告もできます。

★ 協会支部に来協される前に、必ず電話で予約してください。

協会支部の住所等の確認

協会ホームページからの支部情報の詳細を確認する場合は、以下のサイトをご参照ください。

（ホームページTOP＞協会について＞【協会の概要】事務所の所在地）

https://www.i-fsa.or.jp/association/summary/location_branch.php

4. 本人確認書類とは（概要） **【重要】**

※申告手続者(法定代理人)の本人確認書類を用意してください。

◆ 本人確認書類として、以下の書類のうち2点を申告書と共に持参してください。

※ 各書類に、「氏名」・「生年月日」・「住所」の3点記載のあるもの

* **運転免許証**

(運転経歴証明書含む)

※ 変更事項があるときは裏面の写しも必要

有効期限内のもの

* **健康保険証**

(国民健康保険、社会保険等の保険証)

※ 社保の保険証は裏面に申告者の住所を手書き記載必要

※ 国民健康保険証の場合は、有効期限内のもの

* **マイナンバーカード**

(住民基本台帳カード含む)

※ 裏面不要(個人番号の記載があるため)

* **障害者手帳**

(身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳等)

※ 有効期限内のもの

* **旅券(パスポート)**

※ 有効期限内のもの

* **在留カード・特別永住者証明書**

※ 有効期限内のもの

* **住民票（原本持参）**

※ 申告者のみの抄本可

※ 申告者のみの抄本可/発行日から6か月以内のもの

※ 本籍地、個人番号の記載は不要

★

以上のほか、官公庁から発行・発給された書類で本人確認に用いることが可能な書類

◆通知カード、学生証や講習受講証などは本人確認書類として用いることはできません。

※有効期限内のもの

※住民票等は発行日から6か月以内のもの